

I 基金の概要

1. 目的

今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする（独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（以下「法」という。）第4条）。

2. 業務内容

(1) 慰藉事業

- ① 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること（法第13条第1項第1号）。
- ② 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと（法第13条第1項第2号）。
- ③ 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること（法第13条第1項第3号）。
- ④ 上記に掲げるもののほか、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと（法第13条第1項第4号）。
- ⑤ 上記①～④の業務に附帯する業務を行うこと（法第13条第1項第5号）。

(2) 戦後強制抑留者に対する特別事業

国からの委任又は委託により法第20条第2項に規定する慰労の事務及び第31条第1項に規定する審査等の事務を行うこと（法第13条第2項）。

3. 住 所 〒163-0231 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

4. 設立根拠法 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和63年法律第66号）

5. 主務大臣 総務大臣（総務省大臣官房管理室特別基金事業推進室）

6. 沿 革

恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題、在外財産問題などのいわゆる戦後処理問題については、昭和57年6月に学識経験者による戦後処理問題懇談会が開催され、これらの戦後処理問題についてどのように考えるべきかについて検討が行われた結果、昭和59年12月に内閣官房長官に対し、「いわゆる戦後処理問題については、もはやこれ以上国において措置すべきものはないが、関係者の心情には深く心を致し、今次大戦における国民の尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する意味において、政府において相当額を出捐し、事業を行うための特別の基金を創設する」旨の提言が行われた。

政府においては、同懇談会報告の趣旨に沿って所要の措置を講ずることを基本方針とし、昭和60年4月に総理府に特別基金検討調査室を設置し、特別基金の具体的内容等について種々検討調査を行い、昭和62年度予算編成時において「いわゆる戦後処理問題については、先の戦後処理問題懇談会報告の趣旨に沿って、特別基金を創設（設立時期は昭和63年度）し、関係者の労苦を慰藉する等の事業を行うことで全て終結させる。」ことが政府と与党間で合意され、第112回国会において「平和祈念事業特別基金等に関する法律」が成立し、昭和63年5月24日法律第66号として公布施行された。

これを受けて昭和63年7月1日に平和祈念事業特別基金が設立されるとともに、同年8月1日から関係者に対し慰藉の念を示す事業を実施している。

また、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第133号）により平成15年10月1日から独立行政法人平和祈念事業特別基金となった。

なお、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成18年法律第119号）が公布されたことにより、平成22年9月30日までに解散することとなった。

7. 資本金等の状況

資本金は、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第133号）附則第2条第4項の規定により政府から出資があったものとされた金額となっており、平成18事業年度末で400億円である。

資本金（政府出資） 400億円 平成17事業年度末比増減 なし

8. 役員 の 状 況

(平成19年 3 月 31日 現在)

役員	氏名	就任年月日	経歴
理事長	青 木 健	平成19年1月 1 日	平成 4 年 4 月 杏林大学社会科学部 (現総合政策部) 教授
理事	坂 卷 三 郎	平成15年10月 1 日	平成13年 1 月 内閣府北方対策本部審議官
監事 (非常勤)	黒 沢 文 貴	平成17年 3 月 1 日	平成12年 4 月 東京女子大学現代文化学部教授
監事 (非常勤)	渡 部 隆 司	平成15年10月 1 日	昭和58年11月 公認会計士渡部隆司事務所

・役員 の 任 期 は、理 事 長 は 4 年、理 事 及 び 監 事 は 2 年 で あ る。

9. 職 員 の 状 況

職 員 数 1 9 人 平 成 17 事 業 年 度 末 比 増 減 な し

10. 運 営 委 員 会

運 営 委 員 会 は、委 員 9 人 以 内 で 組 織 し、基 金 の 運 営 に 関 す る 重 要 事 項 を 審 議 す る (法 第 11 条)。

平 成 19 年 3 月 31 日 現 在 の 委 員 は、次 の と お り で あ る。

杉本苑子	作 家
鈴木善三	戦後強制抑留経験者
禿河徹映	元総理府次長
原野和夫	元時事通信社社長
椎原芳郎	短期兵役経験者
堀江 湛	尚美学園大学学長
山田馨司	(財) 統計情報研究開発センター理事
渡邊行久	外地引揚経験者

II 事業の実施状況

(I) 平成 18 事業年度 (18.4.1~19.3.31) における独立行政法人平和祈念事業特別基金の行った事業は、次のとおりである。

1. 資料の収集、保管及び展示

(1) 資料の収集

① 関係資料の収集

関係者（いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等）の戦争犠牲による労苦体験を物語る日記、手帳、手紙、絵画、写真、証明書等の労苦に関する資料 838 件を収集した。収集に当たっては、平和祈念展示資料館入館者や特別企画展・地方展示会の催事等を活用し入場者に対しその意義や必要性を訴え、実物資料の寄贈・寄託について協力を呼びかけた。

② 関係資料の範囲拡大、寄託から寄贈への切替え等の要請

基金の活動をさらに有意義なものとするため、資料寄託者に対して寄託から寄贈への切替えについて協力要請を行った（寄贈への切替え資料 12 件）。

③ 外国政府等の関係資料の収集

カザフスタン共和国及びロシア連邦に関する戦後強制抑留関係資料の所在調査を実施し、日本人抑留関係資料を確認、1,243 文書をリスト化し、戦後強制抑留の実態を把握することができる重要資料 67 文書を入手するとともに、12 文書についてロシア語から日本語に翻訳した。

また、ロシア国立社会・政治史公文書館から重要文書である、いわゆる『スターリン文書』のデジタル・データを入手した。

(2) 資料の保管

① 適切な保管

関係資料の体系的な保管を図るため、今期寄贈された資料の種類、来歴、提供者等の情報を整理したカルテを作成した。また、寄贈資料等の増加により狭隘となっていた資料保管倉庫での保管方法の見直しにより、新たな収納スペースの確保に努めた。

② 適切な保存措置

平和祈念展示資料館に展示していない関係資料については、美術品保管用の定温定湿倉庫に保管するなど常に適切な温湿度になるよう状況を監視すると

ともに、より良い状態で保管するために脱酸処理、エンキャプレーション（密封）等の劣化防止措置を行っている。

また、希少性の高い関係資料については複製を作成し、平和祈念展示資料館に展示しているほか、地方展示会等で活用した。

③ 関係資料の電子データ化

収集した関係資料・書籍について電子データ化を行い、資料情報検索等の活用を図った。

（３）資料の展示

① 平和祈念展示資料館

関係者の労苦について国民の理解を深めることを目的とした平和祈念展示資料館については、平成 17 年 7 月にリニューアルに伴い設置した「特設展示コーナー」を活用し、来館者の興味を引きやすい弾力的な展示を行った。

また、来館者への理解促進のため、団体見学者へ対し説明員により案内を行ったほか、特別企画展や寄贈資料展の開催中における休館日（月曜日）の臨時開館、平和祈念フォーラムの実施日における開館時間の延長など弾力的な運用を行うとともに、平和祈念展示資料館の周知を図るため、首都圏における交通広告を始めとした積極的な広報展開により、今年度の入館者数は 44,816 人を数えた。なお、平成 19 年 3 月末までの入館者数は約 27 万 9 千人となっている。

② 特別企画展

平和祈念展示資料館における催しとして、企画展示室において、平成 18 年 11 月 11 日から 12 月 3 日までの 23 日間、「凍土の大地シベリアで！－強制抑留者の実相－」と題し、第 11 回特別企画展を開催（入場者数 3,411 人）した。終戦を迎えたにも拘わらずシベリア等に強制的に連行され、酷寒の地で過酷な労働に従事させられた強制抑留者の労苦に関する資料を展示した。また、平成 19 年 2 月 10 日から 3 月 4 日までの 22 日間、「昭和 20 年満州引揚者の悲劇－祖国日本までの苦難の日々－」と題し、第 12 回特別企画展を開催（入場者数 3,046 人）した。ソ連軍の突然の侵攻により、満州にいた日本人が大混乱に陥った状況を表す絵画や、ソ連国境にいた開拓団が、ソ連軍戦車などに無差別攻撃されて壊滅したり、逃げ場を失って集団自決するという悲惨な事件など、引揚者が祖国日本まで辿った苦難な状況を物語る資料を展示した。

また、昨年に引き続き、企画展示室において、平成 19 年 3 月 8 日から 15 日までの 8 日間、平成 18 年中に寄贈された関係資料・図書を展示する「平成 18 年度寄贈資料展」を開催（入場者数 1,061 人）した。

③ 平和祈念展

関係者の労苦について国民の理解を深めることにより、関係者を慰藉するとともに平和の尊さを訴えることを目的として、平成 18 年 8 月 10 日から 15 日までの 6 日間、銀座松坂屋催事場で「平和祈念展（銀座展）」を総務省、東京都の後援を得て開催（入場者数 15,146 人）した。銀座展では、「語り継ごう！戦争、シベリア、そして引揚げ―海外引揚げ 660 万人の労苦―」をテーマに、戦後さまざまな分野で活躍しながら戦争体験を語り継いだ方々を写真や資料で紹介したほか、労苦の実態を内容とするビデオ映像を上映した。また、引揚げ体験者らによる「若い世代に語り継ぐ私の戦争体験」と題したトークショーを実施した。

④ 地方展示会

地方展示会については、全国各地において基金直轄又は関係団体への委託により次のとおり実施した。

平成 18 年 9 月 27 日から 10 月 1 日までの 5 日間、愛媛県松山市の愛媛県美術館・南館 2 階において、「語り継ごう！戦争体験の記憶」と題して、基金主催、愛媛県共催の「平和祈念展」を総務省、愛媛県教育委員会、松山市、松山市教育委員会、愛媛新聞社、NHK 松山放送局、南海放送、テレビ愛媛、アイテレビ、愛媛朝日テレビ、エフエム愛媛の後援及び関係団体の協力を得て開催（入場者数 2,202 人）した。関係者の労苦体験を物語る戦中・戦後の諸記録、証明書・手紙・身の回り品・写真・絵画等を展示したほか、各コーナーに体験者の証言を収録した証言ボックスを設置するとともに、ビデオコーナーを設け関係者の労苦を内容としたビデオ映像を上映した。さらに、郷土コーナー「郷土愛媛では」を設け、実物資料や写真パネルによる郷土部隊の足跡や戦時下の県民生活、勤労働員や松山市内の空襲の状況等について分かりやすく展示した。

このほか、関係団体の協力を得て、平成 18 年 9 月 29 日から 30 日までの 2 日間、神奈川県大和市（桜丘学習センター）において（入場者数 160 人）、10 月 7 日から 8 日までの 2 日間、秋田県大館市（市立中央公民館）において（入場者数 180 人）、10 月 28 日から 29 日までの 2 日間、香川県土庄町（中央公民館大ホール）において（入場者数 460 人）、11 月 10 日から 11 日までの 2 日間、福岡県山門郡瀬高町（町立図書館）において（入場者数 670 人）、11 月 14 日から 15 日までの 2 日間、福島県河沼郡会津坂下町（中央公民館）において（入場者数 130 人）、平成 19 年 2 月 17 日から 18 日までの 2 日間、愛知県名古屋市（桜華会館）において（入場者 150 人）平和祈念展を開催した。なお、この期間中、戦争体験の労苦を語り継ぐ集いも併せて開催した。

また、平成 18 年 6 月 2 日から 5 日までの 4 日間、静岡県富士市（文化会館）において（入場者数 1,700 人）、7 月 11 日から 17 日までの 7 日間、愛媛県（美術館（南館））において（入場者数 2,400 人）、7 月 26 日から 30 日までの 5 日間、北海道網走市（オホーツク文化交流センター）において（入場者数 1,500 人）、8 月 8 日から 13 日までの 6 日間、岐阜県美濃加茂市（文化会館）において（入場者数約 1,800 人）、9 月 8 日から 12 日までの 5 日間、千葉県富津市（イオン富津ショッピングセンター）において（入場者数約 1,800 人）、10 月 4 日から 8 日までの 5 日間、愛知県小牧市（公民館）において（入場者数約 1,900 人）、10 月 11 日から 15 日までの 5 日間、愛知県名古屋市（市民ギャラリー矢田）において（入場者数約 2,100 人）シベリア抑留関係展示会を開催した。

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者等にアンケートを実施し、展示資料館の入館者及び平和祈念展の入場者の 8 割以上の者から、特別企画展の入場者の 7 割以上の者から満足した旨の回答を得た。アンケートによって得られた要望等について、実現の可否を検討し、資料の充実に対する要望に対して、特設コーナーを活用して子供にも興味を引き、かつ内容が分かりやすい引揚漫画家の作品の展示を実施した。また、平和祈念展、特別企画展においても要望等を踏まえ、より理解を深める展示に努めた。

⑥ ホームページによる提供

電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するため、公衆送信権等著作権法、個人情報保護法などに基づく基準を整理するとともに、公開の内容・規模等問題点、課題について、引き続き、内部において検討を行った。

⑦ 関係資料の貸出し

関係資料館である姫路市平和資料館を始め、地方公共団体や関係団体等から基金所蔵資料の展示希望があり、各展示会等の趣旨、内容等を勘案の上、総計 197 点の法人保有資料の貸出しを行った。

2. 調査研究

(1) 労苦の実態把握

関係団体に対し、体験者それぞれの労苦について手記または聞き取りによる労苦採録の委託を行い、138 件を採録した。また、当該委託により得られた手記等は、各種歴史書籍等との照合を行うなどにより、史実との整合性、客観性

の担保等に努め、『平和の礎 18』として刊行予定である。

(2) 外国調査の実施

カザフスタン共和国等において資料所在調査を実施した。カザフスタン共和国では戦後強制抑留関係資料は存在しないとされていたが、抑留者を管理した立場の組織における資料を新たに発見するなど、戦後強制抑留に関する資料の存在を確認した。

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

(1) 記録の作成・頒布

① 総合データベースの構築

『平和の礎』の第 17 巻について、電子データ化及びデータベースシステムへの取り込みを実施した。また、ロシア連邦等の外国資料所在調査において、所在を確認等したロシア連邦等の公的機関に所在する戦後強制抑留に関する資料目録(4,744 件)を電子データ化した。

② ホームページによる提供

『戦後強制抑留史』については、ホームページでの公開に向けて検討を行ってきたが、著作権者からホームページでの公開に関する承諾を得た上で、資料編等の部分を除き、公開した。

③ 調査研究の成果の出版等

『平和の礎』の第 17 巻を、『軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦』、『シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦』、『海外引揚者が語り継ぐ労苦』各編としてそれぞれ刊行するとともに、ダイジェスト版として児童・生徒はもとより大人も含めた全ての者が関係者の労苦を理解できる『「平和の礎」選集 3』として作成した。また、体験者の証言を取り入れた「あなたはこの真実を知っていますか？戦争・抑留・引揚げ～平和祈念展示資料館を訪ねて～」と題する DVD を作成した。

④ 出版物等の活用

基金において作成した『平和の礎』各編をそれぞれ全国の主要図書館等に配布することとしたほか、平和祈念展示資料館等での閲覧、上映に活用した。なお、『戦後強制抑留史』については、配布要望が多いため、追加で配布した。

また、資料館紹介 DVD については、全国 5,000 校の中学校に送付すると

同時に、視聴意識調査を実施している。

さらに、平成 18 年度は、海外からの引揚げ 60 周年という節目の年に当たることから、「海外からの引揚者」の労苦をテーマに漫画冊子を作成し、全国約 3 万 9 千ヶ所の小・中・高等学校図書館及び約 3 千ヶ所の国公立図書館等に配布した。

(2) 講演会等の実施

① 講演会等の実施

関係者の尊い戦争犠牲による労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について国民の理解を得ることを目的として、平成 18 年 7 月 15 日、岩手県盛岡市の県民情報交流センターにおいて、「平和祈念フォーラム 2006－戦争体験の労苦、平和への思いを次の世代に語り継ごう－」と題したフォーラムを開催（入場者数 420 人）した。同フォーラムの入場者に対するアンケートの結果、記入者総数の約 7 割の入場者から内容が良かった旨の回答を得た。

また、特別企画展開催期間中の平成 18 年 11 月 23 日と平成 19 年 2 月 24 日に、それぞれ「平和祈念フォーラム 2006」、「平和祈念フォーラム 2007－戦争体験の労苦を語る－」と題したフォーラムを東京新宿の新宿住友ビル内ホールにおいて実施した（入場者数各回 300 人以上）。同フォーラムの入場者に対するアンケートの結果、記入者総数の 9 割近い入場者からよかった旨の回答を得た。

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの実施

今次の大戦における戦争犠牲による労苦を直接体験している方から主として戦争体験のない若い世代に語り伝えるため、関係団体の協力を得て、北海道札幌市、秋田県大館市、岩手県花巻市、福島県会津坂下町・三春町、千葉県富津市、神奈川県大和市、静岡県富士市・富士宮市・静岡市、愛知県名古屋市・小牧市、岐阜県美濃加茂市、三重県四日市市、鳥取県米子市、香川県土庄町、愛媛県松山市、福岡県瀬高町の全国 18 ヶ所で 22 回の「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を開催した。

③ 校内放送番組制作コンクールの実施

高校生を対象とする戦争体験の労苦をテーマとして実施した第 3 回の高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、全国約 5,300 校すべての高校に参加の呼びかけを行い、北海道、東北、関東、東海及び中国四国の各地方から 21 校が参加し、22 作品の提出を得た。提出した作品について審査を行い、特別企画展開催中の 2 月 11 日に表彰式を実施した。また、コンクール上位 3 校

の映像作品については、平和祈念展示資料館において上映するなど多角的な活用を図っている。

(3) 語り部の育成

関係者の労苦を生々の声で次世代に語り継ぐ「語り部」を平和祈念展示資料館に配置し、入館者の質問や疑問に対応したり、自らの体験や見聞きした出来事などを語りかけてもらうとともに、昨年度に引き続き、親も参加できる学校公開授業日に派遣し、親子が共に学ぶことにより世代間相互で関係者の労苦について理解を深める機会を提供した。また、「語り部」事業をより充実するため、直接の労苦体験者2人を新たに追加委嘱した。

(4) 催し等への助成

戦後強制抑留者の団体が実施する戦後強制抑留中死亡者等に対する慰霊事業（慰霊祭の開催、慰霊訪問の実施）及び日・ロ交流シベリア抑留関係事業（シンポジウムの開催）に係る経費の一部を助成した。

4. 書状等の贈呈事業

(1) 書状等の贈呈事業の実施

① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈

恩給欠格者のうち（ア）外地等勤務経験者で加算年を含めた在職年が3年以上の者及び（イ）加算年を含む在職年が3年未満の者のうち実在職年1年以上の者に書状及び銀杯を贈呈し、また、（ウ）外地等の勤務経験はないが実在職年1年以上の者及び（エ）恩給欠格者慰藉事業の対象となり得た者で、死亡した者の遺族に書状を贈呈する事業を行っている。

平成18年度は、3,268件（平成元年9月1日の事業開始以来の累計546,336件）の請求があり、書状3,602件（累計447,819件）及び銀杯2,027件（累計415,911件）について贈呈を行った。

また、上記（ア）の者で書状及び銀杯の贈呈を受けた者に対して、慰労の品を贈呈する事業を行っている。平成18年度は、2,196件（平成2年10月22日の事業開始以来の累計392,432件）の贈呈を行った。

なお、（ア）の者には、1,846件、（イ）の者には181件、（ウ）の者には1,001件、（エ）の遺族には574件について贈呈を行った。

② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈

戦後強制抑留中死亡者の遺族に慰労品（銀杯）等を贈呈する事業を行っている。この請求期限は、平成5年3月31日に到来したが、その後も当分の間受

け付けることとした。平成 18 年度は、446 件（平成元年 9 月 1 日の事業開始以来の累計 21,051 件）の請求があり、431 件（累計 19,745 件）について贈呈を行った。

なお、戦後強制抑留者又はその遺族に慰労品（銀杯）等を贈呈する事業は、その請求期限が、平成 5 年 3 月 31 日に到来し、昭和 63 年 8 月 1 日の事業開始以来、314,417 件の請求があり、平成 18 年度までに、恩給等非受給者 180,353 件、恩給等受給者（銀杯は三つ重ね）124,405 件の計 304,758 件 について贈呈を行った。

③ 引揚者に対する書状の贈呈

「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」（昭和 42 年法律第 114 号）による特別交付金の支給を受けた引揚者に書状を贈呈する事業を行っている。

平成 18 年度は、1,298 件（平成 3 年 9 月 2 日の事業開始以来の累計 74,203 件）の請求があり、1,207 件（累計 71,347 件）について贈呈を行った。

（2）標準期間の設定

恩給欠格者の場合は、請求書を受け付けた月から軍歴の在職年等確認調査（各都道府県及び厚生労働省に依頼）が終了し、基金の審査を終了した月までを標準審査期間（6 ヶ月）としており、同期間内に 89.0%の処理を行った。

また、引揚者の場合も、受け付けた月から引揚者特別交付金対象者資格の有無の確認調査（総務省に依頼）が終了し、基金の審査を終了した月までを標準審査期間（6 ヶ月）としており、同期間内に 100.0%の処理を行った。

なお、戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する贈呈事業については、請求を受けてから約 3 ヶ月程度で処理している。

（3）未請求者への周知

書状等贈呈事業の促進のため、基金による新聞広報（全国紙、ブロック紙、地方紙）及び平和祈念展等においてポスターの掲示・相談窓口を設置するとともに、政府広報の活用（全国紙）及び全国 2,000 ヶ所の都道府県及び市区町村等における広報誌への掲載協力依頼等により、未請求者等への周知を図った。

5. その他の重点事項

（1）効果的な広報

基金が担う書状等贈呈事業及び労苦継承事業の目的、活動現況等を関係者及び国民に対し、より一層効果的に周知、理解・浸透を図っていくため、交通広

告、新聞広告、雑誌広告及び政府・地方自治体広報誌等を用いて広範・多様な広報を展開した。また、基金の事業内容、活動現況等の周知を図るため、地方自治体、関係行政機関、関係団体に対し、「事業案内」及び「年報」を配布した。

(2) ホームページの充実

特別企画展等のイベント情報、平和祈念展示資料館に関する情報など、新しい情報を常時更新するとともに、携帯情報端末における資料館サイトの掲載など関係者の戦争体験の労苦について、幅広い世代の層に情報発信を行うことに努めた。また、戦後強制抑留史の掲載を始めた。さらに、英語版のホームページを作成し、海外への情報発信も始めた。その結果、平成 18 年度においては、約 60 万件超のアクセス件数を得た。

(3) 地方公共団体との連携強化

平成 19 年 3 月 7 日、8 日に東京（基金）において都道府県実務担当者会議を開催した。会議は、平成 19 年 4 月から開始される特別記念事業の説明の後、質疑応答の時間を設け、各都道府県からの実務に関する疑問等に関する説明を行うとともに、協力を依頼した。

さらなる連携強化として、地方公共団体に対し「事業案内」及び「年報」を配布するとともに、書状等贈呈事業及び特別記念事業について地方広報紙（誌）への広告掲載を依頼した。

(4) 関係資料館とのネットワーク化

基金（平和祈念展示資料館）と設置目的などが比較的類似した全国 14 の資料館からの参加を得て、初参加の「しょうけい館」の紹介・概要説明、「堺市立平和と人権資料館」のリニューアル概要等の報告のほか、それぞれの資料館の現状と今後の運営に関する意見交換等を行い、関係資料館相互の情報共有・連携強化を図った。

(5) 外国の関係機関との関係強化

カザフスタン共和国及びロシア連邦それぞれの公的機関を個別に訪問し、調査に関する協力依頼を具体的に行うなど、協力関係の構築ができた。その結果、新たに抑留者を管理した立場の組織における資料を発見し、また、その後の調査において、各公文書館が非常に協力的であり、かつ、日本人抑留関係資料の確認、関係資料のリスト化及び重要資料の入手につながった。

(Ⅱ) 短期借入金の状況 該当なし

(Ⅲ) 運営費交付金の状況 (単位：円)

区 分	平成18事業年度 (18.4.1～19.3.31)
独立行政法人平和祈 念事業特別基金運営 費交付金	907,040,000